

「子どものバス送迎・安全徹底プラン」 に関する地方自治体向け説明会

令和5年1月6日

内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省

所在確認や安全装置の装備の義務づけ

1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「子どものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※1) の所在を確認



② 送迎用バスへの安全装置の装備 及び 当該装置を用いて、
降車時の①の所在確認^(※2)



※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 國土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり

安全装置を用いた所在確認

安全装置の装備が困難な場合は、
代替措置で可

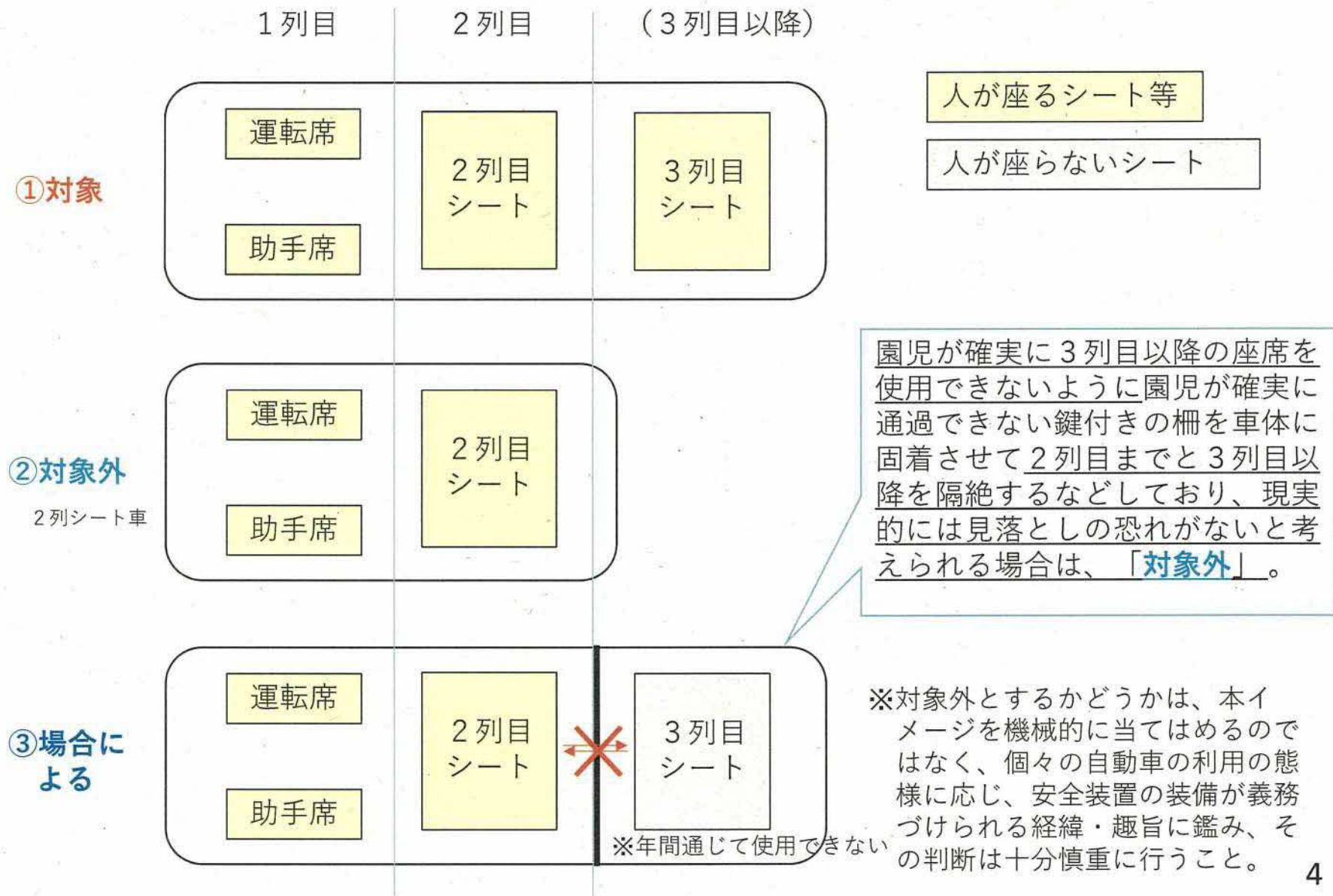
＜代替措置の例＞

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

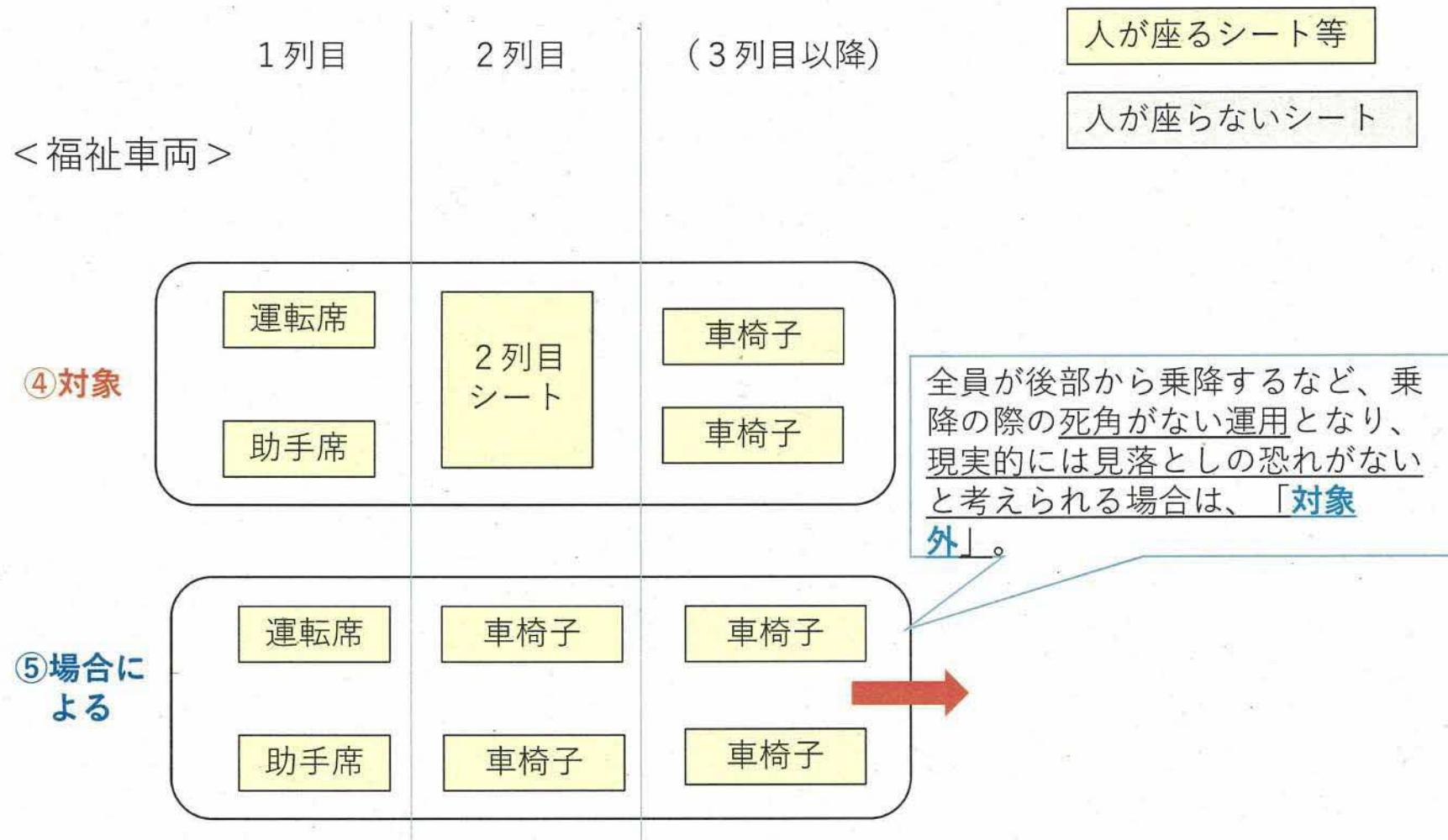
令和5年4月1日

令和6年4月1日

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

- ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け
- ② 安全装置の仕様に関するガイドライン
- ③ 安全装置の装備に関する補助や全体的なスケジュール
- ④ 令和4年度第2次補正予算について

- 送迎用バスへの子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

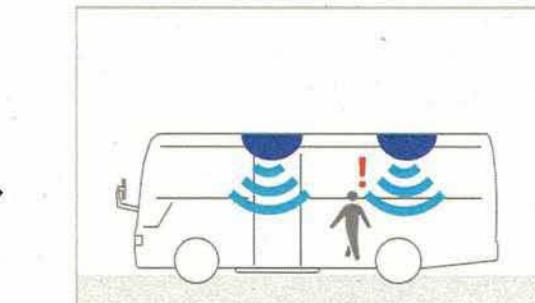
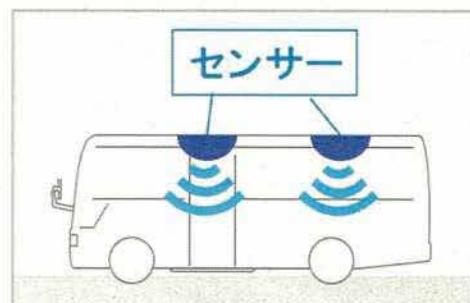


エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

確認が一定時間行われない場合、更に、**車外向けに警報**

自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後にセンサーによる**車内の検知**を開始

置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

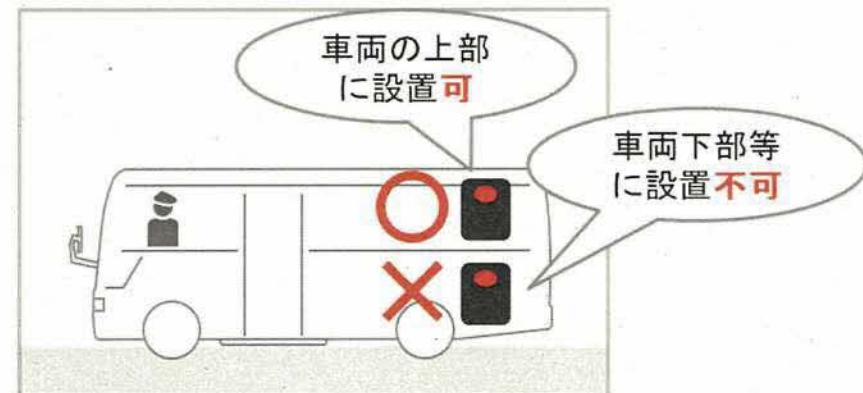
ガイドラインにおいて規定された主な要件

- ①運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始

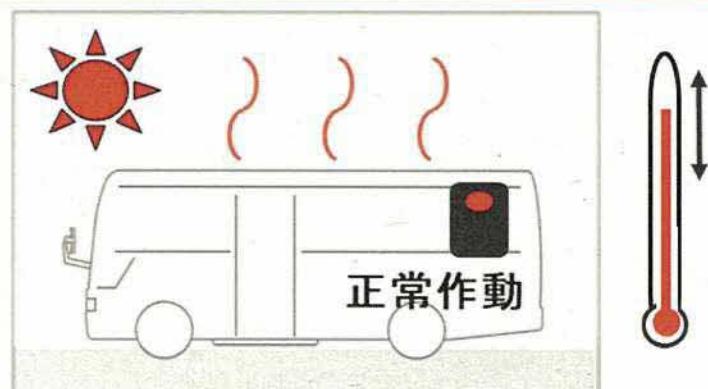


- ②こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること



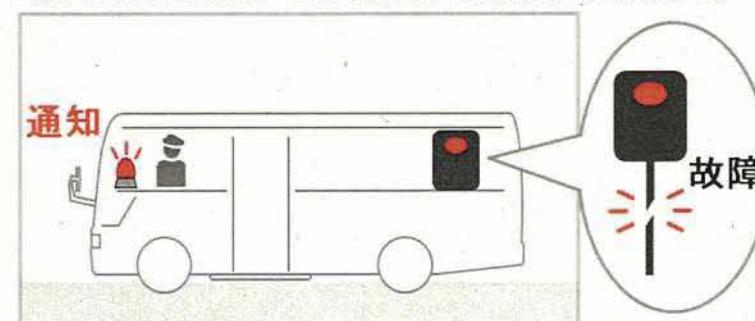
- ③十分な耐久性を有すること

例)-30~65°Cへの耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること*

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



こどもの安心・安全対策支援パッケージ

＜内閣府・文部科学省・厚生労働省予算＞

令和4年度第2次補正予算：234億円

1 事業の目的

- 子どもの安全対策として、送迎用バスへの安全装置や登園管理システム、子どもの見守りタグ（GPS）の導入の支援などを行う。

2 事業の内容

【事業概要】

(1) 送迎用バスへの安全装置の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

ブザーやセンサーなど、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修に必要な経費を支援

(2) 登園管理システムの導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登降園管理システムの導入に必要な経費を支援

(3) 子どもの見守りタグ（GPS等）の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

安全対策に資するGPS等を活用した子どもの見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入に必要な経費を支援

(4) 安全管理マニュアルの研修支援等（内閣府計上）

保育所、幼稚園、認定こども園等の職員に対する安全管理の研修の実施に必要な経費を支援するとともに、送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成

【対象施設】

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

子どもの安心・安全対策支援事業

〈障害者総合支援事業費補助金〉 令和4年度第2次補正予算額 33億円

1 事業の目的

- 障害児通所支援事業所に通う子どもの安全対策を強化するため、登園管理システムの普及、送迎バスの安全装置改修支援など、子どもの安全を守るための支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1)送迎用バスの改修支援

【概 要】 障害児の送迎用バスへの安全装置の装備を支援

【対 象】 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

【補助基準額】 市場価格を踏まえ設定

【補助割合】 定額(事業者の負担を最小化するため市場価格を踏まえた定額を支援)

(2)登園管理システム支援

【概 要】 適切な登園管理を行うため、施設の安全計画等において明記された登園管理システムの導入に必要な経費を支援

【対 象】 児童発達支援事業所

【補助基準額】 1事業所当たり 20万円(併せて端末購入等を行う場合:70万円)

【補助割合】 国:3/5、都道府県・指定都市・中核市:1/5、事業者:1/5

(3)ICTを活用した子供の見守り支援

【概 要】 ICTを活用した子供見守りサービスなどの安全対策に資する機器等を導入に必要な経費を支援

【対 象】 児童発達支援事業所

【補助基準額】 1事業所当たり 20万円

【補助割合】 国:3/5、都道府県・指定都市・中核市:1/5、事業者:1/5

3 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市